

各 部 長
各 所 属 長 様

喜多方市長 遠 藤 忠 一

令和 4 年度当初予算編成方針について（通知）

第 1 日本経済と国の動向

日本経済の基調判断について、本年 9 月に公表された月例経済報告においては、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」と、景気動向に対する期待と懸念を表しているが、10月に公表となった8月分の景気動向指数速報値の基調判断が「改善」を示すなど、少しずつ景気回復の兆しがみられてきたところである。

このような状況の中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「新型コロナウイルス感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく」とともに、「デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく」としている。さらに、「国・地方の役割分担の見直しを含め、経済・財政の一体的な改革を引き続き推進する」としている。

また、地方行財政制度に関しては、「感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開する」とともに、「活力ある地方を創り、地方自治体の移住支援体制を強化し、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する」としている。

第 2 本市の財政状況と今後の課題

本市の財政運営については、5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡と健全財政の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を財政面から位置づけるため「喜多方市中期財政計画」を策定し、毎年度ローリングによる見直しを行いながら計画的に進めてきたところである。

近年の財政状況は、平成 18 年の市町村合併時と比較して将来負担比率や実質公債費比率など財政指標の改善が図られてきているが、財政力指数を含めた各指標は県内各市の中でも依然下位であり、さらに、市町村合併後、合併特例債をはじめとする市債を発行して対応した大規模事業に係る償還が後年度の公債費の額を押し上

げるため、今後財政指標は悪化する見通しであり、中期財政計画の中で示している財政運営の基本的方針を徹底して実行していかなければならないところである。

今後の財政運営の最大の課題は、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や経済対策を最大限に図る必要がある、国の「地方創生臨時交付金」や様々な補助金を最大限活用するとともに「財政調整基金」を大幅に繰入し対応を講じなければならぬため、基金の残高が大幅に減少することが見込まれることである。さらに、普通交付税算定の大きな要素である人口が減少していくことに加え、普通交付税の合併算定替が終了し、相当の一般財源の減少が見込まれることである。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止や「新しい生活様式」に対して、早期かつ確実に乗り越えるための必要な措置に加え、感染拡大により明らかとなった課題に対し対策を講ずる必要があるため、予算編成においてはこれらを十分考慮し、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築とともに、少子・高齢社会への対応をはじめ、協働のまちづくりのための住民自治の推進、再生可能エネルギーへの取組強化、防災・減災・国土強靱化への対応、マイナンバーカードの利用拡大をはじめとする行政のデジタル化の推進、健康寿命を延ばすための取組、消費増税に伴う幼児教育保育の無償化への対応や社会保障の充実、風評被害払しょく、観光やインバウンドの再生、地域ブランド確立への取組強化、中小商工業者の活力創出、学校・教育改革など、多様化する住民ニーズに即応した諸施策の推進等を同時並行的に進めていかなければならない。

第3 本市の令和4年度当初予算編成

令和4年度の歳入見通しに関し、自主財源の根幹である市税収入については、新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済の大きな変動による様々な業種における消費や景気の状態を鑑み、市民税は令和3年度と同水準、固定資産税においては、土地が令和3年度と同水準、家屋が新築家屋の増加により約2%の増を見込んでいるが、人口減少という本市のみならず全国的な構造的問題を踏まえると全体として税収増につながる要因に乏しく減少していく見込みである。

また、歳入の約4割を占める地方交付税については、総務省の概算要求の段階で令和3年度より増額（プラス0.4%）となっているが、人口減少の影響も加味し、交付額は約1%の減少（臨時財政対策債への振替え分を加味）と見込んでいる。

なお、譲与税・交付金等のうち地方消費税交付金について、令和3年度の交付実績により若干の増額を見込んでいるところである。

一方、令和4年度の歳出見通しは、義務的経費において会計年度任用職員に伴う人件費の増、義務的経費以外においては、近年、特に公共施設の老朽化等に伴う維持補修費が増加傾向にあること、また、普通建設事業費については新市建設計画に掲げる各事業の着実な履行に向け集中して経費を投入していく必要があるところであることや地方創生の流れに歩調を合わせた子育て環境整備などの施策展開、新型コロナウイルス感染症により明らかになった種々の行政課題への対応などから依然として応えるべき行政需要は多大なものとなる見込みである。

以上により、例年になく厳しい予算編成が想定されることから、業務のデジタル化、標準化、広域化などの業務改革をはじめとする行政改革への取組を拡大すると

ともに事務事業評価の活用など、すべての事業についてゼロベースから必要性、緊急性、優先度等を再点検するとともに、新規事業の創設についてはスクラップ・アンド・ビルドを前提とし必ず終期を設けることや既存事業にあっても原則として終期を設け廃止や休止も検討した上で重点化・選別化を図ることを予算要求に当たっての基本とする。

よって、各所属において、予算組み立ての方針をあらかじめ定め、その方針に基づき予算の調整を図るものとする。

なお、当初予算編成時期の令和4年1月30日に市長選挙が執行される予定であるが、当初予算はそれを踏まえて編成することとし、これまでと同じく事業の重点化・選別化について各所属の自主的判断を重視した「財源配分型予算編成方式（枠配分方式）」を軸とし、各所属単位での歳出枠を設け、その配分した範囲内での予算要求を認めるものとする。最少の経費で最大の効果を上げるよう緊急性や必要性を十分精査し、必ず枠配分内の要求となるよう調整を図ることとする。

さらに、上記の予算要求とは別に、令和4年度における特殊な事情に対応するための臨時的な経費に限り枠外要求として要求提出を認め、十分に審査を行った上で計上を決定していくものとする。

各部、各所属においては、以上の内容を踏まえるとともに、下記の事項に留意し、適切な調整を図った上で、令和3年11月24日（期限厳守）まで予算見積書を提出するよう、喜多方市財務規則第7条の規定により通知する。

記

1 基本的事項

(1) 当初予算編成の基本的な考え方

- ① 当初予算の編成にあっては通年予算を原則とするものであり、当初予算の積算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。
- ② 見積り方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、令和2年度決算や令和3年度決算見込みなどを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、一から所要額を積み上げるような工夫を行うこと。
- ③ 財政状況に対する関心を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。
- ④ 現在の事業について、事務事業評価、PDCAサイクルなど様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。
- ⑤ 新規事業にあっては必ず終期を設けること。既存事業にあっても必ず終期を設けること。また、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、他の既存事業との統合、縮小又は廃止による振替にて枠配分の中で対処すること。
- ⑥ 建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性などを分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。
- ⑦ 国・県補助金の動向に十分に留意し、廃止又は縮小されるものについては、市負担への振替は原則行わないこと。

- ⑧ 予算見積りに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行うこと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行った上で予算要求すること。
- ⑨ 総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源枠配分

- ① 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの枠配分を行う。枠配分の算出にあたっては、令和3年度における一般財源総額を見込み、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、継続的固定経費（リース料、保守料、指定管理委託料等）及び債務負担行為等に基づく経費を除いた額を調整可能対象経費とし、その**7%減**（※）を基本としている。なお、「財源確保策及び歳出抑制策」の調書を提出した課においては、その内容を精査し「インセンティブ」を付与することとする。

※ これによる減額幅は、一般財源総額に対する比率換算で0.75%。

- ② 枠配分の対象経費は、義務的経費、施設などの維持管理費、経常的な事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。
- ③ 各所属においては、「(1) 基本的な考え方」並びに下記の「2 歳入に関する事項」及び「3 歳出に関する事項」等に基づき、経費の調整を図り、配分された枠内での予算要求をすること。この場合において、部内における調整など所属間で枠配分額を繰替えすることは認めるものとする。
- ④ 枠配分時の一般財源総額は、総務省が公表した令和4年度概算要求に基づく地方財政収支の仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動も有り得るものであることに十分留意すること。
- ⑤ 枠配分は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはこれに特定財源が加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努めること。

(3) 喜多方市総合戦略事業

当該事業については、「一般財源枠配分内」で算出することを基本とし、別途指示するところにより調書を提出すること。なお、財源については令和4年度も令和3年度同様に「ふるさとづくり基金」を充当するものとする。

(4) わくわく喜多方推進事業

当該事業については、「一般財源枠配分内」で算出することとし、別途指示するところにより調書を提出すること。

(5) 枠外要求

令和4年度においては、下記の特殊な事情に対応するための臨時的な経費に限り、(2)の④の変動の範囲内で枠外要求として認めることとするので、別途指示するところにより要求書を提出すること。なお、単に一般財源枠配分で調整できない経費を追加で要求するものではないこと。また、下記①又は②に係る経費であっても必ず予算計上となることを確約するものではないことに留意すること。特に、

会計年度任用職員に係る経費については、一般財源配分枠の対象としており、みだりに要求を行うことは将来の財政負担の増を招く恐れがあることから、安易に要求することのないようにすること。

①with コロナ・after コロナ時代に対応するために係る経費

※A I の活用、オンラインイベント等への対応など

②新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

※中小事業者の各種支援や手指消毒、公共施設消毒業務など

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第3条第2項において「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積りが過大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

① 市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

② 地方譲与税、各交付金、地方交付税

地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

③ 分担金、負担金

受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。

④ 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、直近の改定から期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

⑤ 国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額を見積もること。事業費と連動するものについては、歳出額の積算との整合を図ること。

⑥ 市債

実質公債費比率及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けの事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

⑦ 基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、計画的かつ適切な繰入額とするように注意すること。また、中期財政計画や収支状況を踏まえ、必要に応じて基金繰入れによる収支調整を図ることもやむを得ないので検討のこと。なお、今後充当予定のない基金、目的を達成したと思われる基金については廃止を検討すること。

⑧ その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積りを行うこと。

- ① 当年度の支出だけでなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。
- ② 費用対効果比率（B/C）の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないので留意すること。
- ③ 経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、事業の延長・廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。
- ④ 積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参考見積りを徴取する場合は、原則として3者以上の業者等から徴取することとし、比較検討の上、適正な額を計上すること。
- ⑤ 本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

① 人件費（報酬、給料、手当、共済費）

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給与については、令和4年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。また、会計年度任用職員にかかる人件費の計上について適切に対応すること。

② 物件費（旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など）

行政事務執行上の必要性を再点検し、削減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。特に「旅費」については、原則職務上参加しないと今後の業務に多大な影響が見込まれる場合を除き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県外や宿泊を伴う出張及び研修の場合は「リモート参加」などに代替し削減を図ること。なお、宿泊を伴う出張及び研修については用務に要する実宿泊数のみとし、前泊及び後泊は認めないこととする。また、遠方へのマイクロバスを利用しての出張等は安全・職員の健康面に配慮し原則民間の

旅行会社等で対応すること。

③ 維持補修費（需用費（修繕料）、工事請負費、原材料費など）

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。

④ 扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

⑤ 補助費等（報償費、負担金補助及び交付金など）

「喜多方市補助金等の適正化に関する指針の策定について」（平成30年10月10日付け30財第249号総務部長通知）等に基づき、内容、効果等について再検討を十分行い、必ず「終期」を設定した上で積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

⑥ 公債費

長期債元金及び利子については、令和2年度までの既往債及び令和3年度の新規債に係る償還額について見積もること。一時借入金利子については、資金繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

⑦ 積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。

⑧ 投資及び出資金、貸付金

必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。

⑨ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

⑩ 投資的経費（工事請負費、公有財産購入費など）

中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積りに当たっては、緊急性・優先順位や費用対効果を再度検証すること。

⑪ 債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の令和4年度経費について見積もること。また、新規の設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的確な進度調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。